大久野地区第一沢
砂防事業説明会
【砂防事業について】

令和5年6月30日

東 京 都 建 設 局 河 川 部
東京都西多摩建設事務所

本日の説明項目

1　砂防事業について

2　工事の進め方について

3　用地測量へのご協力のお願いについて

土砂災害について

＜土砂災害の種類＞

① 土石流

② 地すべり

③ 急傾斜地の崩壊
（がけ崩れ）

令和４年 全国の土砂災害発生状況

出典：「令和4年度の土砂災害」（国土交通省砂防部）

土砂災害発生件数の推移（S57～R4）

■令和４年１月から12月の１年間に発生した土砂災害は795件であった。土砂災害は42道府県で発生した。

出典：「令和4年度の土砂災害」（国土交通省砂防部）

土石流とは

谷（沢）地形、扇状地形
土砂の侵食・運搬（土石流）が繰り返された結果できる地形

- 大雨により渓流内で崩壊した土砂や、沢に堆積していた土砂が、大量の水と一緒に一気に流れ下る現象です。
- 破壊力が大きく、速度も速いので、大きな被害をもたらします。

東京の土石流災害（1）

八王子市（初沢地区）
平成２０年８月28日23時45分頃 発生
集中豪雨
（総雨量：269mm、時間雨量71㎜）

2箇所の沢から土石流発生、沢出口の家屋７戸が被災、土砂流入、人的被害なし

奥多摩町（氷川地区）
平成23年9月2日23時45分頃 発生
台風12号に伴う大雨
（総雨量：550mm超）

土石流発生、沢出口の家屋4戸が被災、床上土砂流入、人的被害なし

東京の土石流災害（2）

大島町（元町地区）
平成25年10月16日未明 発生
台風26号に伴う大雨
（総雨量：824mm、時間雨量122㎜）

大規模土石流発生、死者・行方不明39名
家屋86戸が被災（全壊・半壊）

八王子市（上恩方地区）
令和元年10月12日23時45分頃 発生
台風19号に伴う大雨
（総雨量：516mm、時間雨量72㎜）

土石流発生、沢出口の家屋2戸が被災、床上土砂流入、人的被害なし

土砂災害のおそれのある箇所の分布（都内全域）

砂防事業とは

土石流等の災害から生命・財産を守る事業です。

砂防指定地※を指定し、砂防堰堤等の整備を行います。

砂防堰堤が土石流をとめるようす

福岡県朝倉市　須川第１砂防堰堤
※既設砂防堰堤が大量の流木を捕捉
（平成２９年７月九州北部豪雨）

※砂防指定地：土石流の発生が予想される渓流や荒廃地域を「砂防法（明治30年施行）」にもとづき国土交通大臣が指定する区域。

東京都の砂防事業

避難所の有無などの重要度などを考慮し、優先度をつけて計画的に砂防事業を実施しています。

優先度の高い渓流のイメージ

青梅市「中曽川」砂防堰堤

土砂災害ハザードマップ（大久野地区）

出典：「日の出町 土砂災害ハザードマップ（大久野地区）」を一部抜粋

大久野地区周辺の地形状況

※航空レーザ測量による3Dデータから樹木や構造物等を除去し、地表面だけの情報を立体的に強調した表現図

大久野地区第一沢の地形的特徴

流域内に崩壊跡や土砂の堆積が少ない地形

流域内に崩壊跡が多く認められ、
→大雨時に崩壊が拡大
崩壊した土砂が河床に堆積している
→大雨時に堆積土砂が流出

指定範囲の概念図（土石流）

（指定の基準）　施行令第２条　第二項
その流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配が急な河川のうち当該地点より下流の部分及び当該下流の部分に隣接する一定の区域

谷地形、扇状地などは土砂の侵食、運搬が繰り返された結果できる地形

谷地形部は土砂の侵食により形成された地形
→谷地形を呈する地形に対して区域を設定

警戒区域（イエローゾーン）
扇頂部から下方、土地の勾配が2度未満となる地点まで
想定する流下方向から左右30°の広がりの範囲となる範囲
※明らかに土砂等が到達しない領域は除く

特別警戒区域（レッドゾーン）
建築物の耐力＜土石等が建築物等に作用する力となる範囲
※大臣告示式による計算

☆大久野地区第一沢の土砂災害（特別）警戒区域図

H30年西日本豪雨による土石流氾濫実績（2）

出典：土砂災害ポータルひろしま

＜現　　象＞　土石流
＜場　　所＞　広島県三原市木原６丁目
＜被災日時＞　平成30年7月7日　23時00分前
＜死　　者＞　1名
＜法指定等＞
告示年月日：平成29年2月23日（広島県告示第94号）

被災状況（：土砂氾濫範囲　：全壊建物）

土砂災害警戒区域告示資料に砂防部が加筆

参考資料

国土地理院垂直写真_平成30年7月13日撮影

広島県_平成30年8月7日撮影

実効性のある避難を確保するための
土砂災害検討委員会資料（国土交通省）

R3年静岡県熱海市で発生した土石流の氾濫実績

○発生日時　令和３年７月３日　午前１０時３０分頃（第１波）
○被害状況　人的被害：死者２８名（災害関連死含む）、　建物被害：１３６棟
○雨　　量　累計雨量３７４．０㎜（7/1 0:00～7/3 10:00）
○警 報 等　土砂災害警戒情報発表：７月２日　１２時３０分
○発生原因　造成された盛土部の崩落

土石流によって土砂が堆積した範囲（土石流氾濫範囲）は、土砂災害警戒区域の範囲とほぼ一致する

土砂災害(特別)警戒区域（H24.3.30告示）

土砂堆積範囲図　（7/13静岡県記者会見資料）

R元年台風19号の大雨による土石流の氾濫実績（八王子市上恩方）

土石流第2波は第1波の氾濫域（堆積域）をよけて土砂が流出したが、土石流の氾濫範囲は、土砂災害警戒区域の範囲内で治まっている

「砂防指定地」
指定の手順とその効果について

「砂防指定地」

※砂防指定地：土石流の発生が予想される渓流や荒廃地域を「砂防法（明治30年施行）」に基づき国土交通大臣が指定する区域。

「砂防事業」の進め方

① 渓流の調査・検討

② 砂防事業説明会

③ 国に砂防指定地の指定申請

④ 砂防指定地の告示

⑤ 用地取得

⑥ 砂防工事の実施

「砂防指定地」に指定されると…

I. 禁止される行為

○砂防設備（堰堤など）を損傷させる行為

II. 制限される行為

①施設や工作物の新築・改築・移転・除却
②土地の掘削・盛土・切土その他の土地の形状変更
③土砂の採取、鉱物の採掘、土石・鉱物のたい積・投棄
④竹木の損傷・伐採、草木根等の採取や火入れ
⑤土石や竹木の滑り下ろし、地引による搬出
⑥家畜類の放牧・係留

III. 固定資産税の減額

○砂防指定地の内、地目が「山林」となっている土地は、固定資産税の評価額が、２分の１を限度とする補正率を適用した価格となります。

※「砂防指定地」に指定する土地は、東京都が取得しています。
上記は、砂防指定地の指定をした後、東京都が土地を取得するまでの間の制限等の内容です。

おわり

ご静聴ありがとうございました。

大久野地区第一沢
砂防事業説明会
【工事の進め方について】

令和5年6月30日

東京都西多摩建設事務所

全体計画図

砂防えん堤構造図

本堤　正面図

平面図

砂防えん堤（イメージ）

流路工（イメージ）

施工順序

施工順序

施工順序

施工順序

搬入路について

大久野地区第一沢砂防工事工程表（予定）

事業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
砂防指定	説明会	申請告示				
用地取得	用地測量	用地取得				
工事用道路工（管理用道路）						
流路工						
砂防えん堤						
管理用通路工						

注意：上記の工程は、現段階での工程であるため、今後の状況により、変更となる場合があります。

大久野地区第一沢
砂防事業説明会
【用地測量へのご協力のお願いについて】

令和5年6月30日

東京都西多摩建設事務所

測量会社の担当者が携帯する身分証と腕章

（表）

5西建○○身第1号

身分証明書

顔写真

氏名　○○　○○

勤務先　株式会社ピー・ディ・シー

勤務先住所　八王子市千人町2－3－17

上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。

記

1. 件　名 大久野地区第一沢砂防工事に伴う用地測量(5－3)
2. 委託場所 東京都西多摩郡日の出町大久野地内
3. 委託期間 自 令和　5 年　6 月　12 日
至 令和　6 年　1 月　29 日
年　月　日

東京都西多摩建設事務所長

公印

（裏）

注　意

1. この証明書は、標記　委託　に従事する場合には、必ず携帯し、関係人に請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
2. この証明書の記載事項は訂正しない。訂正したものは無効とする。
3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4. この証明書を紛失したときは、すみやかに東京都○○建設事務所長へ届け出なければならない。
5. この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに東京都○○建設事務所長へ返還しなければならない。

用地測量について（例）

プラスチック杭

鋲

刻印

（例）　Aさんの土地の場合

Aさん所有地の4辺を確定させるため、それぞれの辺や点で接する地権者のBさん、Cさん、Dさん、Eさん、水路の公共物管理者と立会いを行い、境界を確認します。

ただし、過去に国土調査により土地の境界が確定している場合は、立会を依頼しません。

立会通知

【留意事項】
過去に国土調査を実施して
土地の境界が確定している
場合は、立会を依頼しません。
なお、別途「事業計画線の確認」
のご案内を通知します。

立会証明書

【留意事項】
過去に国土調査を実施して
土地の境界が確定している
場合は不要となります。

立会証明書

地形・平面見取図

見取り図

事業計画線の確認書

現地に設置した杭の場所を
現地立会のうえ「確認書」へ
署名・押印をお願いします。

事業計画線の確認書

用地測量のスケジュールについて（予定）

令和５年７月上旬より　現地調査着手
（既存境界標及び既定成果の確認など）

令和５年１０月中旬　「土地境界の立会確認または事業計画線の確認のお願い」を封書にて送付。
※ 都が立会い予定日を設定し、お知らせします。
ご都合が悪い場合は、調整させていただきます。

令和５年１１月上旬以降　土地境界の立会い確認
「立会証明書」への署名・押印
注）過去に国土調査を実施している場合は不要。

土地境界線と砂防指定区域線の
交点の現地標示（分筆予定の点）
「事業計画線の確認書」への署名・押印

官公庁が発信している防災情報

●東京都水防災総合情報システム
（東京都河川部）

スマートフォン版　PC版　軽量版

東京都水防災総合情報システム

●東京都水防チャンネルYouTube
（東京都河川部）

東京都水防チャンネルYouTube

●気象庁　●ハザードマップ
（日の出町）

おわり

ご静聴ありがとうございました。

【問い合わせ先】

◎砂防事業に関する事

東京都西多摩建設事務所　工事第二課　河川設計担当

北浦・福山　℡0428-22-2740

◎用地測量に関する事

東京都西多摩建設事務所　工事第二課　測量担当

鈴木・野口　℡0428-22-2751

※東京都西多摩建設事務所　工事第二課

E-mail：S0200232@section.metro.tokyo.jp

MEMO